

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------|
| 20 | 医療福祉に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、医療福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|--|
| ①事務の名称 | 医療福祉に関する事務 |
| ②事務の概要 | 茨城県医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第31号)に基づき医療福祉支給事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等)し資格の管理を行う。 ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定受給者証を交付する。 ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う。 |
| ③システムの名称 | 医療福祉システム、バックアップシステム、中間サーバー、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉助成ファイル 3. 宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 茨城県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部保険課 |
| ②所属長の役職名 | 保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 保健福祉部保険課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年12月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年12月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|---|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------------|---|--|------|-----------|
| 平成29年3月31日 | I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要 | 茨城県医療福祉対策要綱に基づき医療福祉事務を行っている | 茨城町医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第31号)に基づき医療福祉費支給事務を行っている | 事後 | |
| 平成29年3月31日 | I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称 | 医療福祉システム、バックアップシステム、中間サーバー | 医療福祉システム、バックアップシステム、中間サーバー、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム | 事後 | |
| 平成29年3月31日 | I-3. 個人番号の利用法令上の根拠 | 番号法第9条第2項 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 | 事後 | |
| 平成29年3月31日 | I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無 | 実施しない | 実施する | 事後 | |
| 平成29年3月31日 | I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 総務企画部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111 | 総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111 | 事後 | |
| 平成30年3月31日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か | 平成28年12月31日 時点 | 平成30年3月16日 時点 | 事後 | |
| 平成30年3月31日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か | 平成28年12月31日 時点 | 平成30年3月16日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月31日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か | 平成30年3月16日 時点 | 平成30年12月31日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月31日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か | 平成30年3月16日 時点 | 平成30年12月31日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月31日 | IV リスク対策 | 記載なし | 新規記載 | 事後 | 様式変更に伴う記載 |
| 令和2年3月31日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か | 平成30年12月31日 時点 | 令和1年12月31日 時点 | 事後 | |
| 令和2年3月31日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か | 平成30年12月31日 時点 | 令和1年12月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年3月31日 | IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か | 令和1年12月31日 時点 | 令和2年12月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年3月31日 | IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か | 令和1年12月31日 時点 | 令和2年12月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 茨城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携 ②法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 | 事後 | |